住　宅　ロ　ー　ン

令和2年2月1日現在

<table>
<tr><td>1．商　品　名</td><td>保証人付住宅ローン（固定型、変動金利型、固定金利選択型）</td></tr>
<tr><td>2．ご利用いただける方</td><td>・当金庫の会員または会員の資格を有する方。
・年齢が満２０歳以上６０歳以下で、完済時満７５歳未満の方。
・会社員の場合は、同じ勤務先に２年以上勤務されている方。
　また、自営業者の場合は、現在の営業を３年以上継続している方。
・安定した年収（前年、税込）が１００万円以上ある方。
・収入金額や資金使途に応じて、返済比率（融資条件）が次の範囲の方。
<table>
<tr><th>年　収</th><th>年間返済額の割合</th></tr>
<tr><td>150万円未満</td><td>30%</td></tr>
<tr><td>150万円以上250万円未満</td><td>35%</td></tr>
<tr><td>250万円以上400万円未満</td><td>40%</td></tr>
<tr><td>400万円以上</td><td>45%</td></tr>
</table>
・団体生命保険に加入できる方。</td></tr>
<tr><td>3．お使いみち</td><td>住宅の購入資金（土地のみの購入も含む）、新築・建て替え・増改築・リフォーム資金、中古住宅の購入資金、住宅ローンの借換資金。</td></tr>
<tr><td>4．ご融資金額</td><td>５０万円以上３，０００万円以内（１万円単位）</td></tr>
<tr><td>5．ご融資期間</td><td>３５年以内（建物の構造により異なります。）</td></tr>
<tr><td>6．ご融資金利</td><td>・固定金利型
適用金利は、市場金利等を指標とした当金庫が定めた金利とします。
お借り入れの時に決めた利率が最後（最終返済日）まで適用されます。
・変動金利型
適用金利は、当金庫短期プライムレート及び市場金利等を指標とした当金庫独自の「住宅ローン最優遇貸出金利」とします。お借り入れ後の金利につきましては、毎年４月１日および１０月１日現在の当金庫の住宅ローン最優遇金利を基準として、年2回見直しを行います。金利の変更がある場合は、それぞれ６月、１２月の約定返済日の翌日より適用となります。（ボーナス返済併用の場合は、それぞれ６月、１２月以降最初に到来するボーナス約定返済日の翌日から適用されます。）
なお、「変動金利」から「固定金利」への変更も自由にできますが、所定の手続が必要となります。
・固定金利選択型
…お借り入れ時に「固定金利」「変動金利」のどちらでも選べます。
（変動金利を選択した場合）
当金庫短期プライムレート及び市場金利等を指標とした当金庫独自の「住宅ローン最優遇貸出金利」により設定します。以後、金利の見直しは毎年４月１日および１０月１日現在の当金庫の住宅ローン最優遇金利を基準として、年２回見直しを行います。利率の変更は、6月、12月の約定返済日の翌日より適用となります。（ボーナス返済併用の場合は、6月、12月以降最初に到来するボーナス返済日の翌日から適用されます。）
なお、「変動金利」から「固定金利」への変更もご自由にできます。
（固定金利を選択した場合）
適用金利は、当金庫の「住宅ローン最優遇貸出金利」や市場金利を指標とした、当金庫独自の「固定金利選択型住宅ローン基準金利（３年・５年・１０年）」により　設定します。固定期間を３年・５年・１０年のいずれかから選択できます。ただし、「固定金利」の特約期間中は「変動金利」に変更できません。固定金利適用期間終了時には所定の手続により再度固定金利を選択することができます。選択のお申し出が無かった場合は、「変動金利」となります。
なお、適用利率は更新時の利率と当初の利率では異なる場合があります。</td></tr>
</table>

７．ご返済方法	・毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の５０％までとします。また、「変動金利型」や「固定金利選択型で変動金利」を選択した場合、利率に変動があった場合でも返済額の中の元本分と利息の割合を調整し、５年間は返済額を変更いたしません。 ・返済額の見直しは5年毎に行いますが、新返済額は旧返済額の１．２５倍を上限とします。そのため、当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
８．保証人・担保	・原則として保証人を１名以上付けていただきます。 ・担保につきましては、当金庫が対象物件（土地、建物）に対して抵当権設定をさせていただきます。対象物件の所有者が複数（共有）の場合は、共有者からも担保提供をしていただき、連帯保証人になっていただきます。 ・建物には長期火災保険を付けていただき、当金庫を質権者とする質権を設定させていただきます。
９．手数料等	・事務手数料として、55,000円（消費税込み）いただきます。 ・条件変更、一部繰上返済手数料として、１回につき3,300円（消費税込み）をお支払いいただきます。 ・期限前繰上完済手数料として、融資実行後都合により繰り上げて完済される場合、経過借入期間に応じ次のとおりお支払いいただきます。 3年以内：3,300円　　5年以内：2,200円　　7年以内：1,100円（各消費税込み） ・固定金利選択型の場合、固定金利の再選択手数料として5,500円（消費税込み）お支払いいただきます。
１０． 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・本商品の相談･苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120‐31‐3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐3517‐5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03‐5524‐5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03‐3581‐0031）、②第一東京弁護士会（電話：03‐3595‐8588）、③第二東京弁護士会（電話：03‐3581‐2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
１１．その他	・お申し込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。